

○奈良市議会常任委員会傍聴規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）第19条第3項の規定に基づき、常任委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の傍聴人の定員は各委員会 人とする。ただし、各委員会の委員長が特に認めたときは、この限りでない。

（傍聴の手續）

第3条 委員会を傍聴しようとする者（市政記者を除く。）は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 委員会開会予定時刻の 分前に傍聴しようとする者の数が定員を超えた場合は、これらの者のうちから抽選の方法により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。

3 委員会開会予定時刻の 分前に傍聴しようとする者の数が定員以下の場合は、受付順に順次定員までを傍聴人とし、傍聴券を交付する。

（傍聴券）

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日に限り、一般席において委員会を傍聴することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 委員会における言論に対して、拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 携帯電話その他の電子機器に係る操作音等を鳴らさないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長がこれを定める。